相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県芦屋市南宮町一八番、最後の住所兵庫県芦屋市南宮町一八番三―二二一号

被相続人　亡　西本　現人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十九日

事務所兵庫県西宮市甲風園一丁目八―一ゆとり生活館ＡＭＩＳ五Ｆ

相続財産管理人　弁護士　足立友季世

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県山口市宮野下一〇八二番地、最後の住所山口県山口市宮野下一〇八二番地三

被相続人　亡　久保　一樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十九日

山口県山口市後河原三七番地一

相続財産管理人　岡本　修一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県延岡市北町二丁目二番地一三、最後の住所兵庫県西宮市和上町五番二九―五〇二号

被相続人　亡　三橋　節子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月二十九日

宮崎県延岡市桜小路三六五番地一　弁護士法人延岡総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　渡辺　純一

無縁墳墓等改葬公告

適正な墓地管理を行うために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十九年三月二十九日

一、墳墓等所在地　栃木県宇都宮市小幡一―三―一〇

一、墳墓等の名称　宝勝寺境内墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　栃木県那須塩原市青木一五四七　溝口敏雄、千葉県習志野市津田沼六―七―二〇―二一〇　佐藤隆

一、改葬を行おうとする者　栃木県宇都宮市小幡一―三―一〇　宗教法人宝勝寺　代表役員　髙木　順紹

公示送達

福岡都市計画事業乙金第二土地区画整理事業の換地処分通知書の送付にかわる公告

土地区画整理法（昭和二十九年五月二十日法律第百十九号）第百三条第一項の規定による福岡都市計画事業乙金第二土地区画整理事業の左記一の者に対する換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第百三十三条第一項及び第二項において準用する同法第七十七条第五項の規定により、当該通知書の送付に代えてその内容を左記二のとおり公告します。

一、書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

住所　不明

氏名　伊藤竹次郎

住所　福岡市西門橋通一番地

氏名　占部　勝

住所　福岡市大字平原一三一一番地の二

氏名　高倉　淑子

住所　福岡市清水西町一八番地

氏名　藤　好己

住所　久留米市国分六三八番地

氏名　徳永幸太郎

住所　大野城市大字乙金七五一番地

氏名　船越　治人

住所　不明

氏名　宮田　稔

住所　佐賀県小城郡小城町大字晴気五二〇番地

氏名　吉谷慶次郎

住所　福岡市大字片江神松寺一五九三番地

氏名　脇山　武

二、通知の内容

土地区画整理法第百三条第一項の規定により、福岡都市計画事業乙金第二土地区画整理事業の換地計画において定められた別紙明細書及び図面のとおり換地処分します。

（教示）

一、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して三か月以内に福岡県知事に対して審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法第十九条に規定されています。）

二、この処分については、右記一の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内（右記一の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内）に大野城市乙金第二土地区画整理組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成 29 年 3 月 29 日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①有限会社ＪＯＹプロパティ・マネジメント　②東京都知事(3)87123　③取締役　粟国正樹　④東京都中央区日本橋蛎殻町一丁目17番２号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都港区虎ノ門四丁目１番28号　有限会社ＪＯＹプロパティ・マネジメント　取締役　ワタナベ・マーク・ユウゾウ

①キャピタル・サーヴィシング債権回収株式会社　②東京都知事(4)80405　③代表取締役　アンドリュー・ヒューズ　④東京都港区赤坂一丁目12番32号アーク森ビル31階　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都港区赤坂一丁目12番32号アーク森ビル31階　キャピタル・サーヴィシング債権回収株式会社　代表取締役　アンドリュー・ヒューズ

①株式会社三慶　②京都府知事(7)7904　③代表取締役　平沼慶秋　④京都府京都市右京区梅津上田町10番地の７　⑤1000万円　⑥京都府知事　⑦京都府京都市右京区梅津上田町10番地の７　株式会社三慶　代表取締役　平沼慶秋

三、ただし、右記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して一年を経過した場合は、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、別紙明細書及び図面の記載は省略し、福岡県大野城市乙金二丁目五番二八号、大野城市乙金第二土地区画整理組合掲示場において掲示しています。

平成二十九年三月二十九日

福岡県大野城市乙金二丁目五番二八号

福岡都市計画事業乙金第二土地区画整理事業

施行者　大野城市乙金第二土地区画整理組合

代表者　理事長　髙原　康夫